

議案第33号

世田谷区高齢者、障害者等が安全で安心して利用しやすい建築物に関する条例
の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和3年2月24日

提出者 世田谷区長 保坂展人

(説明) 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行令の改正に伴い、規定の整備を図る必要があるので、本案を提出する。

世田谷区高齢者、障害者等が安全で安心して利用しやすい建築物に関する条例
の一部を改正する条例

世田谷区高齢者、障害者等が安全で安心して利用しやすい建築物に関する条例（平成19年3月世田谷区条例第28号）の一部を次のように改正する。

第5条第1項中「第11条から第23条まで」を「第11条から第24条まで」に改め、同条第2項中「並びに」を「、」に、「。次項において同じ。）から第23条まで」を「。）、第22条並びに第24条」に改め、同条第3項中「及び第21条から第23条まで」を「、第22条及び第24条」に改める。

第15条の次に次の1条を加える。

（公立小学校等に関する読替え）

第15条の2 公立小学校等についての第7条から第13条まで及び前条の規定の適用については、これらの規定中「不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する」とあるのは「多数の者が利用する」と、同条中「特別特定建築物」とあるのは「公立小学校等」とする。

第16条中「第7条から前条まで」を「第7条から第15条まで」に改める。

附 則

この条例は、令和3年4月1日から施行する。